

- 1 建設業労働災害の防止について次の事項を徹底すること。
 - (1) 墜落・転落災害の防止
 - ① 高さが2メートル以上の箇所、作業床の端、開口部等については、墜落災害防止のため、足場の設置、手すり等の設置をするなど必要な措置を講じること。ただし、墜落防止のための措置が困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させるなど、墜落災害防止に必要な措置を講ずること。
 - ② はしごや脚立からの墜落災害を防止するため、これらが転倒（転位）することがないように、確実に固定すること。
また、脚立については、天板に労働者が立つことがないように指導し、作業に適した大きさのものを使用すること。
 - (2) 建設機械等災害の防止
 - ① 建設機械等の作業範囲内への労働者の立入りを禁止すること。
また、立入禁止範囲には明確な表示等を行うこと。
 - ② 建設機械等の作業範囲内に労働者を立ち入らせる場合には、必ず誘導員を配置し、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせること。
 - ③ 建設機械等を使用させる場合には、逸走防止措置、運行経路等を示した作業計画を定めるなど、必要な安全対策を講じること。
 - (3) 崩壊・倒壊災害の防止
 - ① 掘削面は、地山の状況に応じた安全な勾配とすること。
安全な勾配とすることができない場合には、土止め先行工法により作業を行うこと。
 - ② 作業開始前には、必ず地山の点検を実施すること。
 - ③ 建築物等の解体を行う際には、「建築物等の損傷の程度、周囲の状況」等を事前に十分、調査した上で作業計画を定めるなど、必要な安全対策を講ずること。
 - (4) 感電災害の防止
作業開始前には、必ず機器の配置を確認するとともに、作業する箇所が電気を帯びているか事前に十分、調査した上で作業を行うこと。
- 2 労働者に対し、作業への慣れや過信はないか注意喚起すること。
また、経験年数の浅い労働者の被災が増加していることから、労働者の不安全行動による災害防止について次の事項を徹底すること。
 - (1) 危険予知活動、ヒヤリハット運動等を適切に実施すること。
 - (2) 作業内容及び作業手順について、関係労働者に周知徹底すること。
 - (3) 作業開始前に労働者の心身の健康状態を確認すること。
 - (4) 墜落制止用器具の使用、保護帽の着用等を徹底すること。
 - (5) 実効ある新規入場者教育等の安全衛生教育を実施すること。
- 3 危険性の高い作業を定め、その作業を行うに当たっては、次の事項を徹底すること。
また、現場監督等による作業巡視を実施すること。
 - (1) リスクアセスメントを実施すること。
 - (2) 作業計画を変更する場合は、改めてリスクアセスメントを実施すること。
- 4 経営首脳、店社安全衛生管理者等による安全パトロールを実施すること。

以上